

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 区役所 附設会館等予約システム運用保守業務委託	情報処理	富士テレコム株式会社	17,410,800円	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3	—
2	令和8年度大阪市住民記録システム及び 印鑑登録システムにかかるEUC機能保守 業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	30,487,600円	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
3	令和8年度大阪市住民記録システム及び 印鑑登録システムにかかるミドルウェア保守 業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	15,572,700円	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4	—
4	令和8年度 大阪市 住民記録システム及び印鑑登録システム にかかる標準外関連 システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	133,452,000円	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
5	令和8年度 大阪市 住民記録システム及 び印鑑登録システム にかかる標準準拠シ ステム他5システム 時間外特別障害対応 サービス業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	250,668,000円	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
6	令和8年度 大阪市 住民記録システム及 び印鑑登録システム にかかる標準準拠シ ステム他7システムへ ルプデスク業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	51,480,000円	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
7	令和8年度 住民基 本台帳ネットワークシ ステム／附票連携シ ステム及び在留カー ド発行システム運用 保守支援業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	130,680,000円	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
8	大阪市住民記録シ ステム及び印鑑登録シ ステムにかかる振り 仮名職権記載に伴う 一括処理ツール開発 業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	69,542,000円	令和8年4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
9	戸籍附票システム標準化対応にかかる大阪市戸籍附票システム移行業務委託(経過措置対応)	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	29,040,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
10	令和8年度 戸籍コンビニ交付システム保守業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	9,094,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
11	令和8年度 戸籍情報システム用エッジサーバ保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	13,068,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
12	令和8年度証明書交付対応行政サービス(マルチコピー機)端末(市民局)に係る証明書等自動交付サービス提供業務委託(単価契約)	情報処理	京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	15,515,307円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
13	令和8年度 戸籍における氏名の振り仮名届出コールセンター運営等業務委託	その他	株式会社総合キャリアオプション	5,830,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	—	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
14	令和8年度企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪労働協会	22,358,493円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
15	令和8年度女性活躍推進情報発信事業業務委託	その他	株式会社トライアウト	4,070,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
16	令和8年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託	情報処理	富士テレコム株式会社	5,108,400円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
17	令和8年度 DV等により緊急一時的に保護された被害者等に対する支援業務委託	その他	非公開(※)	15,524,716円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	非公開(※)	—
18	令和8年度大阪市法律相談業務委託	その他	大阪弁護士会	51,843,078円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
19	令和8年度 地域活動協議会補助金申請システムの保守管理等業務委託	情報処理	株式会社ホロンシステム	8,137,800円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

※契約の相手方、随意契約理由については、公表することによって所在地が判明するおそれがあるため記載しない。

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
20	令和8年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託	警備	株式会社エグゼクティブプロテクション	162,627,740円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
21	令和8年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営業務委託	その他	株式会社セレッソ大阪	1,233,870円	令和8年4月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
22	令和8年度 自転車事故の再現映像等を活用した交通安全講習会業務委託	研修	一般社団法人日本自動車連盟	3,454,000円	令和8年4月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
23	令和8年度 企業啓発推進事業(企業への人権啓発支援)業務委託	その他	大阪市企業人権推進協議会	10,408,464円	令和8年5月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
24	令和8年度マイナンバーカード出張訪問による交付申請受付支援等企画・運営業務委託	その他	大日本印刷グループ共同事業体	559,910,205円	令和8年5月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託特名随意契約)

【令和8年度第1四半期分】

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	令和8年度大阪市住民記録・印鑑登録システムにかかる振り仮名職権記載に伴う付帯作業業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	31,020,000円	令和8年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
26	令和8年度 大阪市人権だより「KOKOROねっと」企画編集・印刷業務委託(その2)	印刷・デザイン	株式会社アドバンクコミュニケーションズ	2,185,700円	令和8年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	—	—
27	令和8年度 男女共同参画普及啓発事業業務委託	その他	一般財団法人大阪男女いきいき財団	3,872,550円	令和8年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
28	市町村長記録に係る住民記録システムへの連携業務委託	情報処理	富士フイルムシステムサービス株式会社	9,504,000円	令和8年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
29	男女共同参画にかかる総合情報発信サイト開設及び広報促進業務委託	その他	株式会社読売アルスR	18,832,000円	令和8年6月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
30	大阪市戸籍情報システム用クライアントOfficeアップデート業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	19,250,000円	令和8年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 区役所附設会館等予約システム運用保守業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、区役所附設会館及びクレオ大阪で実施している施設管理の運用業務等にかかる「区役所附設会館等予約システム」（以下、「当該システム」という。）の運用保守を行うものである。

区役所附設会館及びクレオ大阪においては、市民活動の場としてホールや集会室などがあり、利用者から利用料金を徴収して貸館業務を行っており、これら施設の予約管理・許可証の発行及び空室状況の公開等の業務を行うことを目的として、令和3年4月から当該システムを運用している。

当該システムは富士テレコム株式会社が保有するパッケージソフトを基に開発されたものであり、運用保守業務には同社が保有する独自の技術を用いる必要があるため、当該履行が可能な業者は同社に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06-6208-7327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる
EUC 機能保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへ移行した大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの EUC 機能（住民記録システムに保有しているデータを二次利用するため、データの抽出・分析・加工、ファイル出力等を可能とする機能）の Q&A 対応、障害対応、基本ダウンロード改版に伴う対応、製品バージョンアップ対応等の保守業務を行うものである。

株式会社 N T T データ関西は、令和 5 年 7 月 31 日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託（契約期間：令和 5 年 7 月 31 日から令和 12 年 12 月 31 日）」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供を行っている。本契約で委託するのは、国が定める標準化対応にかかる標準仕様書にて必須とされている EUC 機能の保守に関する業務であり、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

なお本契約は、現行契約によって EUC 機能の要件を設計し、「令和 7 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる EUC 機能追加対応業務委託」によって令和 7 年度に機能追加が完了したことから、令和 8 年度より本契約において保守を行うものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる
ミドルウェア保守業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本契約は、標準準拠システムへ移行した大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムのサービス利用にあたってのミドルウェア（ガバメントクラウド上でシステムを利用するためにデータ連携や通信などの共通処理を行うソフトウェア）の設定対応、障害発生時のミドルウェア部分との原因切り分け・調査やセキュリティパッチ適用、バージョンアップ対応といった保守業務を行うものである。

株式会社NTTデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託（契約期間：令和5年7月31日から令和12年12月31日）」（以下「現行契約」という。）の受託者であり、標準準拠システムのサービス提供や、ガバメントクラウド上で本市専用の標準準拠システム稼働環境の設定を行っている。本契約で委託するのは、ガバメントクラウド上で標準準拠システムを安定的に稼働させるために必要なミドルウェアの設定対応や維持管理、障害発生時の切り分け、問い合わせ対応等の業務であるため、現行契約と密接不可分の関係にあり、同社以外に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる
標準外関連システム運用保守業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準外関連システムとして実装している BPR 帳票システム、窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び戸籍宛名連携システム（以下、5システムをまとめて「各種システム」という。）の運用保守を行うものである。

各種システムの著作権の一部が開発元であるN T Tデータ関西に留保されているため、当該調達の手続が特定されている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる
標準準拠システム他5システム時間外特別障害対応サービス業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準準拠システムへ移行した「住民記録システム及び印鑑登録システム」と同時期に標準外関連システムとして実装するBPR帳票システム、窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び戸籍宛名連携システム（以下、6システムをまとめて「各種システム」という。）の業務時間外における運用保守を行うものである。

各種システムの著作権の一部が開発元であるN T Tデータ関西に留保されているため、当該調達の相手方が特定されている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる
標準準拠システム他7システムヘルプデスク業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本業務は令和8年1月から標準準拠システムへ移行した「住民記録システム及び印鑑登録システム」、同時期に標準外関連システムとして実装したBPR帳票システム、窓口受付管理システム、市営住宅システム等連携機能システム、除票管理システム及び戸籍宛名連携システム、同時期に再構築される住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システム（以下、8システムをまとめて「各種システム」という。）を区役所等で使用する際、各種システムに関する問い合わせに対応するヘルプデスク業務を行うものである。

標準準拠システム及び標準外関連システムについては、著作権の一部が開発元であるNTTデータ関西に留保されている。また住民基本台帳ネットワークシステム及び在留カード発行システムについては、同社により再構築されたものであるため、システムの取り扱いや詳細について、同社以外に精通している者がいない。そのため、当該調達の相手方が特定されている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 住民基本台帳ネットワークシステム／附票連携システム及び
在留カード発行システム運用保守支援業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は住民基本台帳ネットワークシステム／附票連携システム及び在留カード発行システム（以下、「当該システム」という。）の運用保守を行うものである。

住民基本台帳ネットワークシステム／附票連携システムは各自治体、在留カード発行システムは出入国在留管理庁と接続するためのシステムであり、設定に関する作業は株式会社N T Tデータ関西が行っていることから、当該システムの取り扱いや詳細について、同社以外に精通している者はおらず、当該調達の手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる振り仮名職権記載に伴う一括処理ツール開発業務委託

2 契約相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

本業務は戸籍法の改正に伴い、令和8年5月26日に大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム（以下、「住記システム」）へ公証済みの振り仮名の記載をするために、大阪市住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネットシステム」）から本籍地が他市町村の大阪市内居住者の振り仮名情報について、一括取り込みを行うツール開発における対象機能のプログラム設計、製造及びシステムテスト・連携テストを行うものである。

住基ネットシステムは各自治体間で住記システムを接続するためのシステムであり、接続・設定に関する作業は株式会社N T Tデータ関西が行っていることから、本システムの取り扱いや詳細について、同社以外に精通している者はおらず、当該調達の相手方が特定されている。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍附票システム標準化対応にかかる大阪市戸籍附票システム移行業務委託
(経過措置対応)

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、現行のクラウド環境の戸籍情報システム（以下、「現行システム」という。）のうち附票機能を国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行するものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は令和8年4月1日契約の「令和8年度戸籍クラウドシステムサービス利用契約」（以下「本体契約」という。）の受託者であり、現行システムのクラウドサービス利用、システム保守及びサービス利用に関する各種サポートを行っている。本業務は本体契約と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 戸籍コンビニ交付システム保守業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は戸籍コンビニ交付システム（以下、「当該システム」という。）の運用保守を行うものである。

当該システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトウェア及び第三者作成のソフトウェアで構成されており、運用保守についてはシステム体系上、一体的に行う必要があるところ、本パッケージソフトウェアの著作権については同社が有しており、運用ノウハウや技術情報等を他業者は知り得ず、当該システム全体の取り扱いや詳細について、同社以外に精通している者がいないため、本業務は履行が可能な業者が特定される。

なお、第三者作成のソフトウェアについては、同社がライセンス利用や運用ノウハウ、公開された技術情報をもとに使用方法を把握することでシステム一体で本業務を行っている。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7357）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 戸籍情報システム用エッジサーバ保守業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムにおいては標準準拠システムへの移行に伴い、戸籍コンビニ交付用サーバ（以下、「本件サーバ」という。）内に、住民基本台帳ネットワークシステムとの通信を行うためのエッジサーバの構築を行った。

本業務は、エッジサーバの機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害や稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本件サーバを含む機器一式については、令和6年10月11日契約締結の「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」契約により、F L C S株式会社から借り入れているが、保守業務については、F L C S株式会社により富士通 Japan 株式会社（以下、「同社」という。）を再受託者として指定されている。本業務を行うにあたっては、同社以外に委託して本件サーバに障害が発生した場合、その原因が本件サーバ固有の問題によるものなのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末（市民局）に係る
証明書等自動交付サービス提供業務委託（単価契約）

2 契約相手方

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

本市では、コンビニエンスストア等における証明書等自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の利用を促進するため、各区役所庁舎に証明書交付対応行政サービス端末（以下「行政キオスク端末」という。）を設置し、行政キオスク端末による証明書等自動交付サービス事業を実施している。

事業実施にあたり、令和6年5月24日付で契約締結した「証明書交付対応行政サービス（マルチコピー機）端末長期借入」により京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社製の行政キオスク端末を設置している。また、コンビニ交付の運営主体である地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が定める契約約款に基づき、J-LIS、行政キオスク端末の設置者である本市及び行政キオスク端末製造事業者（以下「端末事業者」という。）間で「証明書等自動交付サービス契約（令和6年8月21日契約締結）」（以下「本体契約」という。）を締結している。

本業務委託は、本体契約に基づく端末事業者の交付事務の役割を踏まえた各種業務を定め、本市と契約締結するものである。

本業務に関しては、既に締結した本体契約と一連となって機能を発揮する関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、端末事業者である京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 戸籍における氏名の振り仮名届出コールセンター運営等業務委託

2 契約相手方

株式会社総合キャリアオプション

3 随意契約理由

本業務は改正戸籍法の規定により、令和7年5月26日から1年間、「氏名の振り仮名」にかかる届出が可能となったことに伴い、届出期間中及びその前後の期間で届出に関する質問をはじめ、氏名の振り仮名にかかる各種問合せに対応するため、電話、FAX、メールによる問い合わせに総合的に対応するコールセンターを設置し、運営するものである。本業務は、当初、令和6年度に一般競争入札を行い、株式会社総合キャリアオプションが落札者となり、令和7年4月17日に同社と契約締結した（契約期間：契約締結日から令和8年6月10日）（以下、「原契約」という。）。

原契約にかかる本市支出の委託料については、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金（氏名の振り仮名の法制化に係るものに限る。）（以下「補助金」という。）」の補助対象であるが、補助金要綱の規定上、補助金の交付決定前に補助事業に係る契約を締結することは認められていない。そのため、原契約のように複数年度契約の状態だと令和8年度補助金が交付されず、法定受託事務であるにも関わらず、令和8年度履行分について、市費の負担が発生し、予算措置・執行上の重大な支障を生じさせるおそれがある。さらに、補助金不交付が確定した場合には、当該年度の履行・支払の前提が失われ、事業の継続そのものが困難となるなど、影響が拡大する懸念があり、これらの事態を未然に回避し、補助金の交付要件を確実に満たすため、原契約の履行期間を令和8年3月31日に短縮する契約変更を行い、令和8年4月1日以降については、補助金の交付決定後に改めて契約を締結する。令和8年度の本業務は原契約の履行体制を維持し、継続的に実施するものであり、原契約の業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

2 契約相手方

一般財団法人大阪労働協会

3 随意契約理由

女性活躍に向けた各企業等の課題は、社会情勢に応じて変化するとともに、企業規模や組織体制、業種により多岐にわたり、企業等に対する啓発・勧奨、取組支援にあたっては、労働環境等に関する専門的見地を踏まえ、企業の実情や課題等を正確に把握・分析のうえ、企業ニーズに応じ最適な手法を選択する必要がある。とりわけ、大企業に比べて女性活躍の取組が進んでいない中小企業に対するアプローチや、経営管理者層への意識啓発等を効果的な手法で実施するために、民間事業者の持つ高度の専門性とノウハウ、ネットワーク等を最大限に活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪労働協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪労働協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7655）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 契約相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

本事業では、これまで、本市が取り組む女性活躍事業や女性活躍ロールモデルの情報発信により、当事者である女性の行動変容に寄与するべく、女性に訴求するウェブサイトを活用し、一定の効果を発揮してきた。今後、女性活躍をさらに推進していくために必要とされる「家事、育児、介護等に配慮があり、ハラスメントがない職場環境整備の促進」や「仕事だけでなく生活も充実した豊かな生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの向上」は、女性だけでなく男性にとっても有益であり、性別を超えて推進されるべき取組であることから、性別を問わず、本取組について訴求できるウェブサイトへシフトする必要がある。

トップページのデザインや構成を中心に、閲覧性・視認性の向上を図るとともに、対象層を拡大し、訴求力を高めるウェブサイトへのリニューアルを実施するためには民間事業者の持つ高度な専門性と社会情勢の変化や働き方に対する意識の多様化を踏まえた創意工夫を最大限に活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7655）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託

2 契約相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本案件は、クレオ大阪各館においてリース機器に導入している利用者への情報提供システムの運用を行うにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守までを行うものである。

当該システムは富士テレコム株式会社が保有するパッケージソフトを基に開発されたものであり、運用保守業務には同社が保有する独自の技術を用いる必要があるため、当該履行が可能な業者は同社に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市法律相談業務委託

2 契約相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

大阪市法律相談は、市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的として、弁護士による土地・建物、金銭貸借、結婚・離婚、相続、戸籍等に関する法律相談を実施するものである。専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行っており、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談、外国人住民法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(最少人数で対応する場合の弁護士数のべ 1,727 人)を確保しなければならない。また、不測の事態が発生した場合においても代替要員の手配等にも速やかな対応が求められる。

これらの対応をするためには、相当数の弁護士が所属する団体である必要があり、個別の弁護士事務所では対応が不可能である。

一方、大阪弁護士会は、弁護士の単なる同業団体ではなく、弁護士業務を行おうとする者は必ず入会しなければ弁護士業務を行うことができないという、いわゆる強制加入団体であり、大阪を主要な活動地域としている約 5,000 名の弁護士が加入している。また、当該団体は、弁護士法第 1 条の趣旨に則り、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、さまざまな活動を行っており、その 1 つとして、市民への法的サービスの充実と提供を行うため、総合法律相談センターを設置するなど、同種業務の実績も有した団体である。

本業務の規模、内容を確実に遂行するには、当該団体以外には存在せず、大阪市内では唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当（電話番号：06-6208-7321）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 地域活動協議会補助金申請システムの保守管理等業務委託

2 契約相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は、地域活動協議会補助金申請システム（以下「本システム」）の保守管理を行うものである。

株式会社ホロンシステムは、大阪市市民活動総合ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）の保守管理業者であり、令和8年9月末まで引き続き、保守管理を行う。

本システムは、ポータルサイト上で運用し、ログイン機能を共用しており、双方のシステムの連携やインシデント発生時の迅速な対応が必須であるため、ポータルサイトの保守管理業務と本業務は密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ（電話番号：06-6208-9834）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託

2 契約相手方

株式会社エグゼクティブプロテクション

3 随意契約理由

本業務は繁華街における客引き等を行いにくい環境の構築を目的とし、客引き行為者に対する口頭注意及び来街者に対する啓発活動を行うものであり、外国人観光客の増加傾向を踏まえ、来街者の国籍に関わらず、効果のある啓発活動を実施することが肝要となっている。

加えて若年層をターゲットにした客引きにおいて、悪質なホストクラブによる被害やガールズバーによる客引き等迷惑行為等が問題視されており、本市でも近年増加傾向にあるため、若年層の来街者に対する啓発・注意喚起を民間事業者が持つ戦略的な啓発方法を最大限に活用し、より効果的な取組手法によって実施する必要がある。さらに今後のさらなる人流増加を踏まえ、本市では本事業の効果分析や中・長期的な事業計画の作成することとしており、そのためには民間事業者の専門性を生かした各区域の現況把握が必要となってくる。加えて、本業務においては、口頭注意、啓発活動、現況把握等を一体的に実施していくうえでの効果的・効率的な手法の設定が求められるだけでなく、巡回方法の工夫、安全確保のための体制整備、呼び込み行為への適切かつ効果的な対応のほか、繁華街では曜日や季節、人流により状況が著しく変化するため、現場の実情に応じた柔軟な実施計画が不可欠であることや、地域店舗や警察、行政との連携を適切に図り、トラブルを未然に防ぐための調整能力も重要である。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社エグゼクティブプロテクションの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社エグゼクティブプロテクションと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当（電話番号：06-6208-7317）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る
運營業務委託

2 契約相手方

株式会社セレッソ大阪

3 随意契約理由

本件に係る人権啓発事業は、若年層を主な対象に、スポーツを通じて人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。スポーツの中でも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有していることから、Jリーグチーム「セレッソ大阪」と連携・協力を図ることで、より大きな啓発効果を見込んでいる。

本件は、当該事業の運營業務を委託するものであり、履行が可能な業者が、事業を実施する場の主催者である株式会社セレッソ大阪に特定される。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）
（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 自転車事故の再現映像等を活用した交通安全講習会業務委託

2 契約相手方

一般社団法人日本自動車連盟

3 随意契約理由

令和8年4月には道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に対しても新たに青切符が適用されることから、市民への交通ルールの周知及び自転車の安全利用にかか
る意識の向上が急務となっている。

そこで、令和8年度より新たに、交通安全教育に精通した専門講師により、実際の自
転車事故の再現映像等を用いた「受講者が実感できる」講習を実施するとともに、道路
交通法改正に的確に対応した交通安全ルールの周知徹底を行うこととした。

本講習の実施にあたっては、実際の自転車事故の再現映像を活用した専門的な研修
教材を有し、当該教材を用いた専門的な研修を実施でき、かつ、道路交通法の改正等
にも精通した講師の確保が必要となる。加えて、市内各所で年間多回数の講習実施を予定
していることから、日程の重複や会場の分散にも対応できるよう、一定数の講師を継続
的・安定的に確保できる体制が不可欠である。

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）は、50年以上にわたって多種多様な条件下にお
ける交通事故検証データや、実写映像による啓発コンテンツを独自に蓄積しており、本
市が求める自転車事故の危険性について、科学的数値及び視覚的・感覚的説得力の両面
から提示できる唯一の教材を有している。また、講師についても、交通安全分野におけ
る警察との強固な協力関係に基づき、道路交通法の改正内容に精通し、上記教材を用い
た専門的な講習を行える人材を多数擁しており、さらに、派遣調整体制も有し、年間多
回数の実施に必要な講師を一定数、継続的かつ安定的に確保・派遣できることから、本
業務の履行が可能な唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同法人と特名
随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当（電話番号：06-6208-7317）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）業務委託

2 契約相手方

大阪市企業人権推進協議会

3 随意契約理由

本事業は、市内の企業の経営者や従業員を対象とした人権啓発講座の実施、本市人権施策に関する情報の提供及び社内人権研修の実施に向けた支援等により、企業が人権を尊重した活動を積極的に展開し、社会的責任を果たしていくことができるよう支援することを目的としている。

この目的を達成するためには、単なる人権啓発講座の実施や社内研修促進のための資料・情報提供にとどまることなく、企業が実施する研修がより効果的なものとなるよう、講座に参加した企業が社内人権研修を実施するに当たりどのような課題があるかを把握し、企業のニーズに即した研修テーマや講師の紹介、カリキュラム作成など具体的な支援を充実させる必要がある。また、より多くの企業の参加を促すための工夫を凝らした広報活動に加え、企業が実施した研修事例を他の企業へ情報提供することにより、企業全体での人権に関する取組を推進する必要がある。

そのため、企業活動の実態や研修に伴う課題の把握・情報収集能力に加え、研修実施のノウハウ・課題解決への企画力など、民間事業者の持つ高度で専門的な技術や創造性が必要不可欠である。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪市企業人権推進協議会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大阪市企業人権推進協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）
（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度マイナンバーカード出張訪問による交付申請受付支援等企画・運営
業務委託

2 契約相手方

大日本印刷グループ共同事業体

3 随意契約理由

本事業は、現にマイナンバーカードの交付を受けている市民が有効期限到来による更新を希望した際やマイナンバーカードの交付を受けていない市民が交付申請を希望した際に申請ができるよう支援することを目的とする。マイナンバーカードの申請支援を希望する市民に対し的確に本事業の情報を届けるためには、民間事業者が持つ戦略的な広報・周知方法を最大限に活用し、より効果的な手法によって実施する必要がある。また、外出困難等の市民に過大な負担を負わせることなくマイナンバーカードの交付を行うまでの枠組みを構築するにあたり、民間事業者の高度な専門性やノウハウ、創意工夫等を最大限に活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大日本印刷グループ共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本印刷グループ共同事業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市住民記録・印鑑登録システムにかかる振り仮名職権記載に伴う
付帯作業業務委託

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

本業務は、令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日法律第48号）に基づき、本籍地より受領する住民票記載事項通知等による住民票への氏名の振り仮名の記載作業を行う必要があるため、住民票への職権記載及びそれに伴うデータ連携に関する作業を委託するものである。

株式会社NTTデータ関西は、令和5年7月31日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」の受託者であり、大阪市住民記録・印鑑登録システム（以下「住記システム」という。）の運用保守を行っている。加えて、令和8年4月1日に契約締結した「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムにかかる振り仮名職権記載に伴う一括処理ツール開発業務委託」の受託者でもあり、本籍地より受領したデータを住記システムへ取り込むためのツールを開発している。

本業務で委託するのは、受領したデータを用いた住記システムでの住民票への職権記載及びそれに伴うデータ連携に関する業務であり、上記2契約と密接不可分の関係にあることから、同社以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生ずる恐れがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市人権だより「KOKORO ねっと」企画編集・印刷業務委託（その2）

2 契約相手方

株式会社アドバンクコミュニケーションズ

3 随意契約理由

本業務は法務省からの人権啓発活動地方委託事業のひとつとして、多くの市民が人権をより身近に感じ、人権問題への正しい認識を深めることができるよう、読みやすさ、わかりやすさ、親しみやすさ等に配慮したデザインによる大阪市人権だより「KOKORO ねっと」を定期発行する業務委託である。

本業務は、当初、令和7年度に一般競争入札（案件名称：令和8年度 大阪市人権だより「KOKORO ねっと」企画編集・印刷業務委託／公告日：令和8年1月27日／開札日：同年2月19日）を行い、株式会社アドバンクコミュニケーションズが落札者となり、同年3月4日に同社と契約締結した（契約期間：契約締結日から令和9年3月31日）（以下、「原契約」という。）。

原契約にかかる本市支出の委託料については、「令和8年度人権啓発活動地方委託費（以下「国委託事業費」という。）」の対象であるが、「国の予算成立前に締結した契約は国委託事業の対象外」との見解が契約締結後に示されたため、予算成立日前に締結した原契約は国委託事業費の対象外となる可能性が高い。このまま対象外となることが確定した場合には、当該年度の履行・支払の前提が失われ、事業の継続自体が困難となるなど影響が拡大する懸念がある。以上を踏まえ、これらの事態を未然に回避し、国委託事業費の要件を確実に満たすため、原契約を契約解除し、国予算成立後の令和8年4月7日以降に改めて契約を締結する。

原契約を引き続き同社に業務を実施させる場合、同社は原契約の履行過程で蓄積した企画・調整等の準備作業（ノウハウ、体制、資料等）を活用でき、当初の計画どおりに事業を進められる。

一方、競争入札を実施すると入札にかかる日数が必要となり、また、同社以外が受注者となる可能性がある。その場合、再度の入札で要した日数を含め、新たな受注者による立上げや準備作業の構築に時間を要し、現行仕様に基づく業務を当初の計画どおりに進めることが困難となり得る。結果として、成果物（年4回印刷した情報誌を納入予定、初回納期：令和8年6月30日）の期限確保や、業務目的の達成に支障が生じるおそれがあるほか、増員等で経費が増加する可能性もある。

以上により、競争入札に付すことは、同社と随意契約を締結する場合と比べ、事業進捗及び経費の両面で不利であると認められる。

このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）

（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 男女共同参画普及啓発事業業務委託

2 契約相手方

一般財団法人大阪男女いきいき財団

3 随意契約理由

本事業は生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的としており、より多くの市民に情報を届け、かつ訴求力のある内容で、効果的な啓発・情報発信を行うことが肝要である。

各種啓発のうち、全国的に各自治体が同時期に啓発を行う「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日から11月25日）」の期間における啓発について、老若男女を問わず、より多くの市民への効果的な啓発を行うために、令和8年度では商業施設等で幅広い年齢層に向けた展示やワークショップも併せて実施することとした。当該啓発の実施場所の選定や実施手法を決定するにあたり、民間事業者が持つノウハウやネットワークを最大限活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪男女いきいき財団の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人大阪男女いきいき財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

市町村長記録に係る住民記録システムへの連携業務委託

2 契約相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、地方公共団体情報システム機構から指定された「住民票記載事項通知の連携方式」に基づき、戸籍情報システムにて作成された氏名の振り仮名データを、住基ネットコミュニケーションサーバを介さずに、住民記録システムに連携するデータを作成するソフトウェアを開発し、当該ソフトウェアを本市の戸籍情報システムへ適用する作業を行うものである。

富士フイルムシステムサービス株式会社は令和8年4月1日に契約締結した「令和8年度 戸籍クラウドシステムサービス利用契約」の受託者であり、戸籍情報システムのクラウドサービス提供、システム保守及びサービス利用に関する各種サポートを行っている。本業務は同社が著作権を有するクラウドサービスに含まれる戸籍情報システム上で連携用ソフトウェアを開発・運用し、当該ソフトウェアにより同システム上のデータを扱うものであることから、同社以外に履行可能な業者は存在しない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7537）

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画にかかる総合情報発信サイト開設及び広報促進業務委託

2 契約相手方

株式会社読売アルスR

3 随意契約理由

本事業は、男女共同参画審議会や男女共同参画基本計画策定における調査及び検討を行う専門調査部会の有識者からの「固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は未だに根強く、男女共同参画社会の実現に向けて、『意識改革には更なる啓発』『今後の社会を担う若年層への啓発』『男性中心の働き方ではない働き方を知ってもらうこと』が必要かつ重要である」との意見を踏まえ、これまで実施してきた啓発事業に加えて新しい手法による情報発信を実施することで、男女共同参画施策に興味関心の低い若年層やビジネス層への周知及び啓発を目的として実施するものである。

当該目的の達成には、訴求力の高い「総合情報発信サイト」の開設及び効果的な当該サイトへのアクセスを促進させる各種広報啓発が必要であり、「総合情報発信サイト」の開設にあたっては、対象者へピンポイントに周知する手法、デザインや内容、各種広報啓発にあたっては、興味関心を得るための手法、デザインや内容が求められる。さらに、これに加え、これら各種広報啓発媒体を通じて「総合情報発信サイト」へのアクセスを促進させるという点から、同媒体と同サイト間の効果的な連携など業務全体を一体的に設計することも求められる。そういったことから、本事業の効果的な実施にあたっては、民間事業者が持つ高度な技術やノウハウが不可欠である。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社読売アルスRの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社読売アルスRと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム用クライアント Office アップデート業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市戸籍情報システム用 FAT クライアントの一部端末（以下、「本件端末」とする。）について、インストールされている Microsoft Office LTSC Standard 2021 のサポートが本年 10 月 13 日に終了となるため、次期バージョンである Microsoft Office LTSC Standard 2024 へのアップデートを実施するものである。

本件端末については、令和 6 年 9 月 3 日付け大契甲第 7031 号「大阪市戸籍情報システム用クライアント及びプリンタ等周辺機器一式 長期借入」契約及び令和 6 年 10 月 11 日付け大契甲第 7034 号「大阪市戸籍情報システムコンビニ交付用サーバ及び周辺機器一式 長期借入」契約により F L C S 株式会社から借り入れており、保守業務については、F L C S 株式会社により 富士通 Japan 株式会社が再受託者とされている。

本業務は、現行の機器保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外に委託した場合は、例えば、本件端末に障害が発生した際に、その原因が本業務によるものなのか、それ以外によるものなのか、原因の特定が困難になるといった事態が想定され、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7537）